

ミモザ新松戸 費用について

入居時初期費用と月々の利用料金

入居時初期費用	月額利用料				月額利用料合計
	家賃 (非課税)	管理費 (非課税)	水道高熱費 (非課税)	食材料費 (非課税)	
150,000円	72,000円	6,000円	24,000円	45,000円	147,000円

※ 食材料費は30日/月の場合です。

※ 上表に加え、以下の別途費用が発生します。

- ・介護保険自己負担額。
- ・必要に応じて、おむつ代等の日用品費、医療費(別途契約)など。

2023年 5月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	松戸市(5級地)
地域単価	10.45円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援2	749	783 円	1,566 円	2,349 円	
要介護1	753	787 円	1,574 円	2,361 円	
要介護2	788	824 円	1,647 円	2,471 円	
要介護3	812	849 円	1,697 円	2,546 円	
要介護4	828	866 円	1,731 円	2,596 円	
要介護5	845	883 円	1,766 円	2,649 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 入院および一時帰宅中は基本料金を請求しません。ただし、入院後3か月以内に明らかに退院することが見込まれる場合、利用者入院期間中の体制に係る所定単位数を請求します。当該請求に関しては加算報酬を参照してください。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	松戸市(5級地)
地域単価	10.45円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考	
		(1割)	(2割)	(3割)		
若年性認知症利用者受入加算	120	126 円	251 円	377 円		
入院期間中の体制	246	257 円	514 円	771 円	6日/月まで	
看取り介護加算	死亡日以前 31日以上45日以下	72	76 円	151 円	226 円	死亡月に請求
	死亡日以前 4日以上30日以下	144	151 円	301 円	452 円	
	死亡日の前日 及び前々日	680	711 円	1,422 円	2,132 円	
	死亡日	1280	1,338 円	2,676 円	4,013 円	
初期加算	30	32 円	63 円	94 円	30日分まで	
協力医療機関連携加算(I)	100	105 円	209 円	314 円	月単位	
医療連携体制加算(I)ハ	37	39 円	78 円	116 円		
退居時情報提供加算	250	262 円	523 円	784 円		
退居時相談援助加算	400	418 円	836 円	1,254 円	退去時1回	
口腔衛生管理体制加算	30	32 円	63 円	94 円	月単位	
サービス提供体制強化加算(II)	18	19 円	38 円	57 円		
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(11.1%)					
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(3.1%)					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(2.3%)					

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 協力医療機関連携加算、医療連携体制加算と看取り加算は要介護者のみです。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険での各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までにご利用されたとき
入院期間中の体制	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定します。
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ○入居時に事業所の看取り指針の内容の説明を受け、利用者による同意を得たこと ○医療連携体制加算を算定していること ○医師が回復の見込みないと診断し、利用者の同意を得て看取り介護を行ったこと
初期加算	入居日から30日間(30日を超える入院の後に再び入居した場合も同様)
協力医療機関連携加算(I)	<p>次のいずれも満たす場合に算定する加算です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催している
医療連携体制加算(I)ハ	<ul style="list-style-type: none"> ○入居時に事業所の重度化指針の内容の説明を受け、利用者による同意を得ている ○24時間連絡できる体制を確保している ○事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保し、当該者による日常的な健康管理を行っている
退居時情報提供加算	利用者が退去し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者等に対して相談援助を行った場合
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
サービス提供体制強化加算(II)	前年度における職員体制による加算(介護福祉士の比率が60%以上)
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

保険の対象とはならない費用一覧(2023年4月1日以降)

名称	内容	備考
敷金	150,000円 ご退居時に清算し返却いたします。	利用契約書第28条
家賃	72,000円/月	
食材料費	朝食:340円 昼食:580円(おやつ代込) 夕食:580円 1日当たり1,500円 30日当たり45,000円	キャンセルは3日前まで
水道・光熱費	24,000円/月	
管理費	6,000円/月 使途は共用備品、設備費、車両維持費、設備保守点検等業務委託費などです。	
個人使用の費用	個人で使用した費用は自己負担となります(医療費、協力医療機関以外への通院費(タクシー代等の交通費、駐車場代)、趣味嗜好品、理美容費、利用者希望により購入した日用品費、おむつ代)。 当該費用はいったん事業所側で立替えを行い、翌月の利用料等の請求書にてその使途を報告、請求	

※ 入院及び一時帰宅中において、食材料費は請求しません。

※ 月途中の入居・退居の場合の月払いの費用(家賃、水道・光熱費、管理費)は、日割り計算となります。日割り計算による額は、1か月を30日として計算され、1円に満たない端数は1円を単位として切り捨てるものとします。

※ 生活保護受給者の料金

生活保護受給者については利用料の一部を減免し、生活保護基準に料金を引き下げます。差額は事業者負担とします。

当該料金は事業所より、該当者のみに、本一覧とは別に書面により提示いたします。

(以下余白)